

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年8月13日

【四半期会計期間】 第50期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 マルシェ株式会社

【英訳名】 MARCHE CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 加藤 洋嗣

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号

【電話番号】 06(6624)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 藤原 徹二

【最寄りの連絡場所】 大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号

【電話番号】 06(6624)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 藤原 徹二

【縦覧に供する場所】 マルシェ株式会社 名古屋支店  
(愛知県名古屋市西区則武新町4丁目3番12号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第49期 第1四半期累計期間	第50期 第1四半期累計期間	第49期
会計期間		自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高	(千円)	698,027	458,037	3,868,041
経常損失( )	(千円)	389,946	35,361	738,882
四半期(当期)純損失( )	(千円)	427,495	41,713	1,470,040
資本金	(千円)	1,510,530	1,510,530	1,510,530
発行済株式総数	(株)	8,550,400	8,550,400	8,550,400
純資産額	(千円)	2,040,898	931,483	1,000,115
総資産額	(千円)	5,417,850	4,076,138	4,563,312
1株当たり四半期(当期)純損失( )	(円)	53.25	5.20	183.11
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	37.7	22.9	21.9

(注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社が存在しないため記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 当第1四半期会計期間より新型コロナウイルス感染症による損失、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び雇用調整助成金の会計方針を変更したため、前第1四半期累計期間及び前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の指標等を表示しております。詳細は「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」をご参照ください。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。)等を当第1四半期会計期間から適用しております。収益認識会計基準等の適用が財政状態及び経営成績に与える影響の詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」をご参照ください。

また、当第1四半期会計期間より新型コロナウイルス感染症による損失、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び雇用調整助成金の会計方針の変更を行っており、遡及処理の内容を反映させた数値で前年同四半期累計期間及び前事業年度との比較・分析を行っております。

#### (1) 財政状態、経営成績の状況

当第1四半期累計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大を受けた緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置が発出され、人流を抑えるために経済活動の制限が継続されており、引き続き、先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、緊急事態宣言が4月に再発出されるなど、断続的な臨時休業や営業時間の短縮、酒類提供の自粛要請を余儀なくされ、依然として厳しい経営環境におかれています。

このような状況の中、当社は社会的責任を果たすべく、政府や各自自治体の要請等に従い、多くの店舗が臨時休業または営業時間の短縮をしながら、店舗における感染防止対策を講じ、社会的距離(ソーシャルディスタンス)の確保、店舗設備における消毒・清掃の強化、従業員の体調管理、マスクの着用等を徹底し、お客様と従業員の安全と健康を守ることを最優先に取り組み、営業に努めてまいりました。

また、新たな営業施策として、中食市場へ参入すべく八剣伝業態において「街の焼鳥屋さん」を併設し、コロナ禍におけるテイクアウト需要に対応した事業拡大をはかると共に、「酒類販売に依存しない体質への変革」を行うべく、UNCHI株式会社とフランチャイズ契約による「くそオヤジ最後のひとり高槻店」を6月に新店、ラーメン事業に参画する事で新たな事業展開へ挑戦いたしました。

しかしながら、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、足元の状況が非常に厳しいことを受け、損失を最小限に留められるよう、休業店舗の従業員の一時帰休や人員の適正配置を見直すことによる人件費削減、家賃の減免交渉等、あらゆる手段を通じて、コストの圧縮に努める一方で、資金面においては、店舗の休業や業績低迷が長期化するリスクに備え、安定的な経営に資するよう、充分な手許流動性を確保するべく銀行からの借入れ等を前事業年度より継続して実行しております。

このような取り組みを行ってまいりましたが、当第1四半期累計期間における経営成績は、売上高は458,037千円(前年同期比34.4%減)、営業損失は375,425千円(前年同期は営業損失417,188千円)、経常損失は35,361千円(前年同期は経常損失389,946千円)、四半期純損失は41,713千円(前年同期は四半期純損失427,495千円)となりました。

当第1四半期会計期間におきましては、主に現金及び預金175,923千円の減少、FC加盟店の店舗数減少に伴う売掛金112,974千円の減少、未収入金245,877千円の減少等により、総資産が前事業年度末に比べ487,173千円減少し、4,076,138千円となりました。

負債は、主に買掛金109,140千円の減少、未払金183,506千円の減少等により、前事業年度末に比べ418,541千円減少し、3,144,655千円となりました。

純資産は、主に四半期純損失の計上により68,632千円減少し、931,483千円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な事項はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間で締結した、主な経営上の重要な契約は以下のとおりです。

〔フランチャイズ契約〕

業態名	契約内容	契約期間 (年)	加盟料 (千円)	加盟保証金 (千円)	マニュアル 保証金 (千円)	ロイヤリティ	パッケージ 料 (千円)	契約 件数
八剣伝	1. 情報、知識、 ノウハウの提供 2. 店名、商号・商 標・サービス等 の一定地域にお ける独占権 3. 経営指導	5	1,200	800	50	売上高の 一定料率		3

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	34,201,600
計	34,201,600

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,550,400	8,550,400	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	8,550,400	8,550,400		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年6月30日		8,550,400		1,510,530		816,726

##### (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 522,100		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,022,500	80,225	同上
単元未満株式	普通株式 5,800		同上
発行済株式総数	8,550,400		
総株主の議決権		80,225	

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,400株(議決権14個)含まれております。

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) マルシェ株式会社	大阪市阿倍野区阪南町 2丁目20番14号	522,100		522,100	6.11
計		522,100		522,100	6.11

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,337,859	2,161,936
売掛金	202,716	89,741
商品及び製品	22,397	22,285
原材料及び貯蔵品	25,426	25,211
未収入金	841,064	595,187
その他	65,621	71,528
貸倒引当金	3,551	3,579
流動資産合計	3,491,535	2,962,311
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	412,018	429,520
土地	149,366	149,366
その他(純額)	69,843	104,892
有形固定資産合計	631,228	683,779
無形固定資産	35,580	32,826
投資その他の資産		
差入保証金	353,583	345,258
その他	72,903	73,223
貸倒引当金	21,519	21,259
投資その他の資産合計	404,968	397,221
固定資産合計	1,071,776	1,113,827
資産合計	4,563,312	4,076,138
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	215,003	105,862
短期借入金	2,100,000	2,100,000
賞与引当金	19,385	8,850
株主優待引当金	63,613	56,844
資産除去債務	153,589	56,200
その他	498,625	296,615
流動負債合計	3,050,217	2,624,372
固定負債		
資産除去債務	108,726	110,861
その他	404,253	409,421
固定負債合計	512,979	520,283
負債合計	3,563,196	3,144,655
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,510,530	1,510,530
資本剰余金	1,619,390	1,619,390
利益剰余金	1,679,828	1,748,193
自己株式	453,378	453,378
株主資本合計	996,712	928,348
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,402	3,135
評価・換算差額等合計	3,402	3,135
純資産合計	1,000,115	931,483
負債純資産合計	4,563,312	4,076,138

(2) 【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
売上高	698,027	458,037
売上原価	295,516	199,155
売上総利益	402,511	258,881
販売費及び一般管理費	819,699	634,306
営業損失( )	417,188	375,425
営業外収益		
受取利息	258	225
受取配当金	259	251
受取家賃	3,226	1,763
解約返戻金	3,587	-
受取奨励金	4,325	-
雇用調整助成金	15,762	75,631
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	-	265,550
その他	3,417	2,330
営業外収益合計	30,837	345,752
営業外費用		
支払利息	2,237	2,960
その他	1,357	2,727
営業外費用合計	3,595	5,688
経常損失( )	389,946	35,361
特別利益		
固定資産売却益	186	952
特別利益合計	186	952
特別損失		
固定資産除却損	4,669	0
固定資産売却損	1,892	0
減損損失	22,914	-
特別損失合計	29,476	0
税引前四半期純損失( )	419,236	34,408
法人税等	8,259	7,304
四半期純損失( )	427,495	41,713

## 【注記事項】

### (会計方針の変更)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、フランチャイズ契約における加盟料収入及び更新料について、従来は、契約開始月一時点において収益を認識する方法によっておりましたが、契約期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たに会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当第1四半期会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は25千円減少し、営業損失、経常損失及び四半期純損失はそれぞれ25千円増加しております。

また、利益剰余金の当期首残高は26,651千円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

- ・政府、自治体からの各種要請等により、臨時休業を行った店舗の休業期間中に発生した固定費(人件費、地代家賃、減価償却費)については、従来「新型コロナウイルス感染症による損失」として特別損失に計上しておりましたが、当第1四半期会計期間より、販売費及び一般管理費に計上しております。

また、当該変更を受け、従来特別利益に計上していた「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」および「雇用調整助成金」については、当第1四半期会計期間より、営業外収益に計上しております。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを受け、当社の店舗については、休業からテイクアウトのみの部分的な営業を行う店舗が増加しております。これらの部分的営業店舗に係る固定費は「新型コロナウイルス感染症による損失」に含めておらず、この結果、新型コロナウイルス感染症による損失の実態と会計処理との乖離が大きくなってきたことから、四半期財務諸表をより適切に表示するために当該会計方針の変更を行うものであります。

なお、当該会計方針の変更は遡及適用され、前年四半期及び前事業年度については遡及適用後の四半期財務諸表及び財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第1四半期累計期間の営業損失は136,719千円、経常損失は121,120千円それぞれ増加しておりますが、税引前四半期純損失に与える影響はありません。また、前事業年度の期首の純資産に反映されるべき累積的影響はないため、前事業年度の利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

### (追加情報)

新型コロナウイルス感染症の経済への影響が継続しており、当社の業績にも大きな影響を及ぼしています。

当社では、固定資産の減損会計の会計上の見積りについて、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大が当社の業績に与える影響に関する仮定については、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

偶発債務

保証債務

前事業年度(2021年3月31日)

(単位：千円)

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
フランチャイズ契約者(2名)	5,953	銀行借入金
フランチャイズ契約者(22社、16名)	30,945	仕入債務

当第1四半期会計期間(2021年6月30日)

(単位：千円)

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
フランチャイズ契約者(2名)	5,474	銀行借入金
フランチャイズ契約者(19社、16名)	11,207	仕入債務

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	38,534千円	14,369千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額  
該当事項はありません。
2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。
3. 株主資本の金額の著しい変動  
該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額  
該当事項はありません。
2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。
3. 株主資本の金額の著しい変動  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

財又はサービスの種類別分解情報

	報告セグメント	合計
	外食事業	
料飲部門		
酔虎伝	15,264	15,264
八剣伝	156,208	156,208
居心伝	4,583	4,583
焼そばセンター	13,308	13,308
餃子食堂マルケン	51,898	51,898
その他の業態	26,733	26,733
料飲部門小計	267,996	267,996
F C 部門		
ロイヤリティ等	41,130	41,130
F C 部門小計	41,130	41,130
商品部門		
食材等販売	129,895	129,895
酒類等販売	13,004	13,004
商品部門小計	142,899	142,899
その他部門	6,010	6,010
顧客から生じる収益	458,037	458,037
外部顧客への売上高	458,037	458,037

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純損失( )	53円25銭	5円20銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失( )(千円)	427,495	41,713
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	427,495	41,713
普通株式の期中平均株式数(株)	8,028,402	8,028,290

(注) 前第1四半期累計期間及び当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年 8月13日

マルシェ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 黒川 智哉 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久世 雅也 印

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマルシェ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、マルシェ株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

注記事項（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は、政府、自治体からの各種要請等により、臨時休業を行った店舗の休業期間中に発生した固定費（人件費、地代家賃、減価償却費）については、従来「新型コロナウイルス感染症による損失」として特別損失に計上していたが、当第1四半期会計期間より、販売費及び一般管理費に計上しているとともに、従来特別利益に計上していた「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」及び「雇用調整助成金」については、当第1四半期会計期間より、営業外収益に計上している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー

手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。